

調査の概要

1 調査の概要

この調査は、市内の民間事業所における労働環境の実態と動向を把握し、今後の労働行政の施策を展開していくための基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査時点

平成14年7月1日現在（ただし、年間データについては原則として平成13年4月1日～平成14年3月31日を対象としている。）

3 調査対象

石狩市内の民間事業所のうち、683社を対象とした。

4 調査項目

事業所の概要（業種、労働組合・就業規則の有無、社会保険・労働保険の加入状況）
従業員数（雇用形態別、男女別、年齢別、市内居住者数）
通勤方法
賃金（初任給、日給・時間給、一時金、諸手当）
定年・退職金制度
休日・休暇（週休2日制、年間付与日数、年次有給休暇）
労働時間（所定労働時間、時間外労働、労働時間短縮のための取り組み）
福利厚生制度
雇用状況（労働力状況、新規学卒者の採用状況）
就業援助制度（育児休業、介護休業、女子再雇用制度）
女性の労働状況（登用状況、セクハラ防止対策）
インターンシップの実施状況（高校生、大学・短大・高専等）
その他（労働者確保の状況、事業所内保育施設の整備）

5 調査方法

調査票を対象事業所に郵送し、返信用封筒により回収した。

6 調査票の回収状況

調査対象事業所683社のうち、倒産・所在不明等25社を対象外とし、これらを除いた658社の46.8%に当たる308社から回答を得た。（表1参照）

抽出事業所数 （郵送総数）A	対象外事業所数 B	実質対象事業所数 C = A - B	有効回答事業所数 D	回答率 E = D / C
683社	25社	658社	308社	46.8%

7 その他

- ・構成比（%）については、小数点第2位を四捨五入したが、合計が100%にならない場合は、切り上げ・切り捨てにより調整した。
- ・データサンプルが少ないために、必ずしも平均値となっていない場合がある。

表1：産業別・規模別回答状況

【単位：事業所数、()内は構成比】

	合 計	10人未満	10～29人	30～99人	100～299人
総 計	308 (100.0%)	136 (44.2%)	100 (32.5%)	65 (21.1%)	7 (2.3%)
建設業	81 (26.3%)	43 (53.1%)	29 (35.8%)	9 (11.1%)	0 (0.0%)
製造業	75 (24.4%)	27 (36.0%)	25 (33.3%)	20 (26.7%)	3 (4.0%)
運輸・通信業	26 (8.4%)	8 (30.8%)	9 (34.6%)	9 (34.6%)	0 (0.0%)
保険・金融業	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
卸・小売業、 飲食店	50 (16.2%)	23 (46.0%)	14 (28.0%)	12 (24.0%)	1 (2.0%)
サービス業	38 (12.3%)	20 (52.6%)	10 (26.3%)	7 (18.4%)	1 (2.6%)
その他	38 (12.3%)	15 (39.5%)	13 (34.2%)	8 (21.1%)	2 (5.3%)

図1：産業別回答事業所数

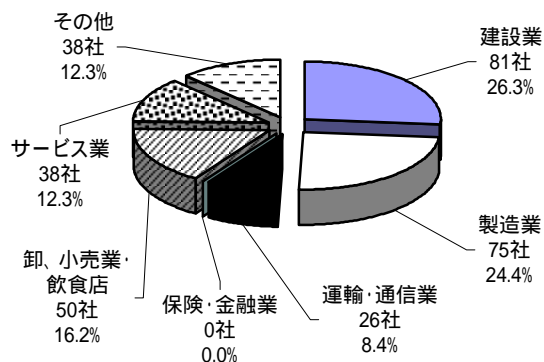
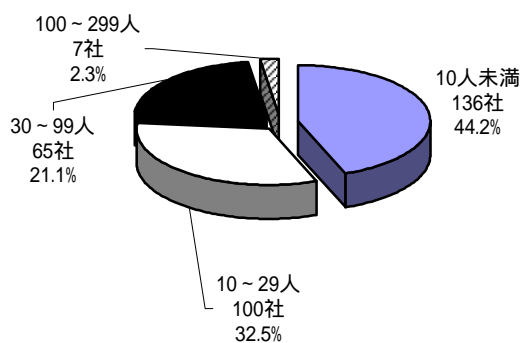


図2：規模別回答事業所数



グラフのデータラベルは上段が「業種・規模」、中段が「事業所数」、下段が「構成比」

調査結果の概要

1 事業所の概要

(1)労働組合の組織率（P14 別表1）

労働組合「あり」と回答した事業所は13.6%で前年度の調査に比べると0.7ポイント減少した。また、産業別では「製造業」が、規模別では「100～299人」が最も高くなっている。

(2)就業規則の有無（P14 別表1）

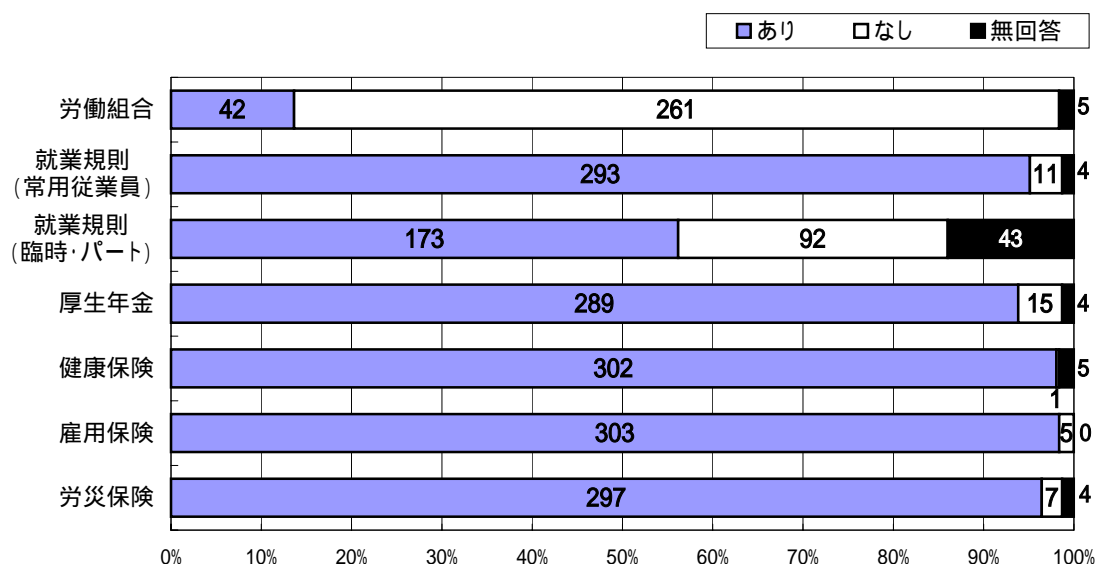
就業規則「あり」と回答した事業所は、常用従業員が95.1%（前年度調査89.7%）、臨時・パート従業員では56.2%（前年度調査44.1%）となっている。

常時10人以上の従業員（臨時・パートを含む）を雇用する事業所の事業主は労働基準法第89条により、就業規則作成の義務と労働基準監督署への届出義務があります。

(3)各種保険制度の加入状況（P15 別表2）

厚生年金は全体の93.8%にあたる289社が加入している。健康保険は全体の98.1%にあたる302社が加入し、その内訳は社会保険が232社、建設国保が26社、健保組合が44社となっている。雇用保険は303社（98.4%）、労災保険は297社（96.4%）が加入している。

図3：各種制度の加入状況



2 従業員構成について

(1)従業員構成について (P16~18 別表3~5)

総従業員数は6,547人で、雇用形態別にみると常用従業員が4,761人(72.7%)、臨時・パート従業員が1,786人(27.3%)となっている。男女別では男性が4,274人(65.3%)、女性が2,273人(34.7%)となった。

図4:従業員構成

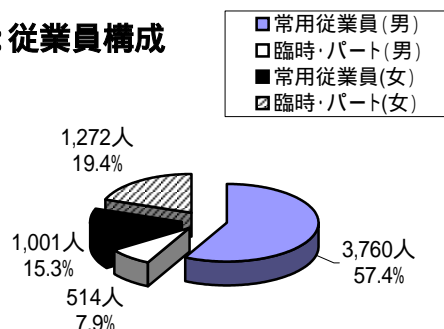


図5:産業別従業員構成

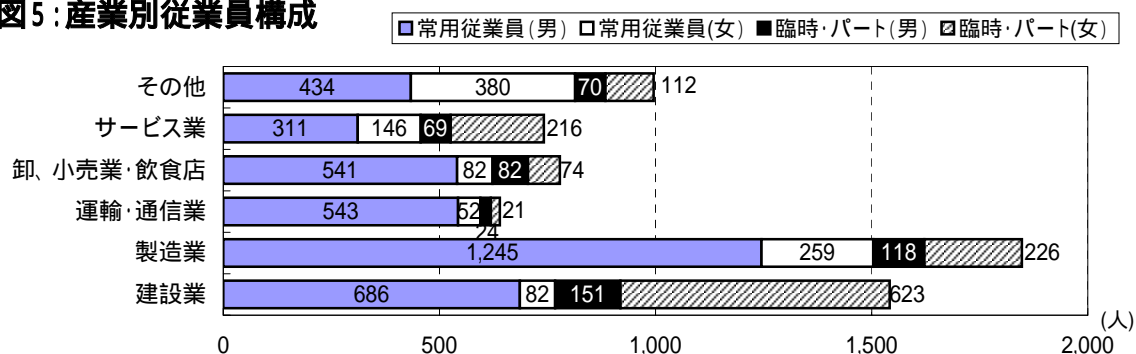
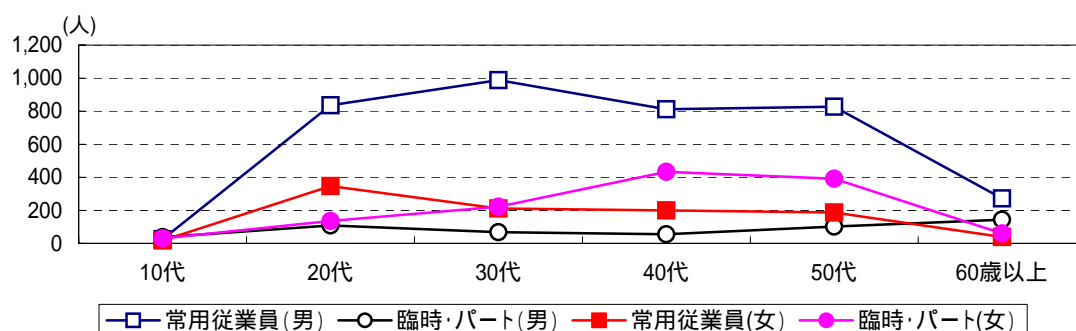


図6:年齢別従業員構成



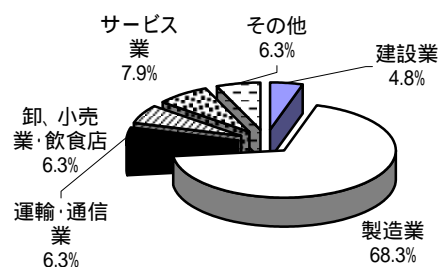
(2)障害者の雇用状況

集計事業所の障害者の人数は、常用従業員が52人、臨時・パート従業員が11人の計63人となっている。

構成比は全体の0.96%で、前年度の調査と比べ0.11ポイント上昇した。

障害者雇用促進法では常時56人以上の従業員を雇用する事業所に対し、1.8%以上の雇用を義務付けています。

図7:障害者の割合



3 通勤方法について

札幌市など石狩市外から通勤する従業員の割合は73.4%で前年度調査と比べ1.4ポイント上昇した。
また、「自家用車」での通勤が78.8%と圧倒的に多くなっているものの、前年度調査と比べ7.6ポイント減少した。

送迎バス

送迎バスを利用している事業所は39社で、そのうち「自社所有」が31社、「借上げ」が4社、「業者委託」が4社となった。
産業別にみると、「製造業」が17社で最も多く、次いで「建設業」10社、「卸、小売業・飲食店」6社となっている。

図8：従業員の通勤方法

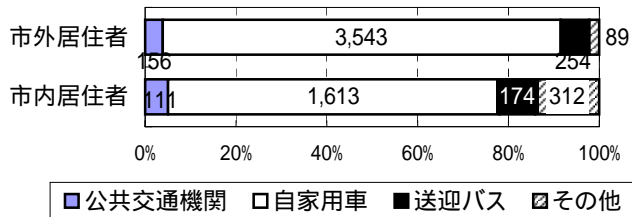
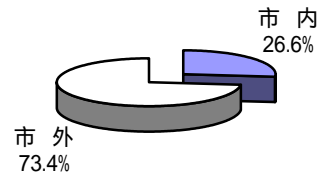


図9：従業員の居住地



4 賃金・諸手当について

(1)産業別初任給（常用従業員）について（P19 別表6）

全体の平均額としては、男性は「高卒」157,892円、「短大・高専卒」165,825円、「大卒」182,765円、女性は「高卒」143,356円、「短大・高専卒」153,081円、「大卒」169,425円となっている。
前年度調査と比較しても、大きな較差はみられない。

図10：平均初任給額

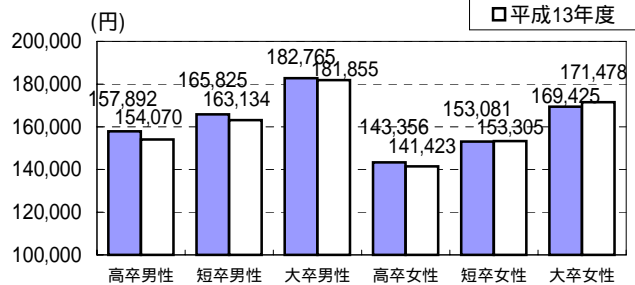
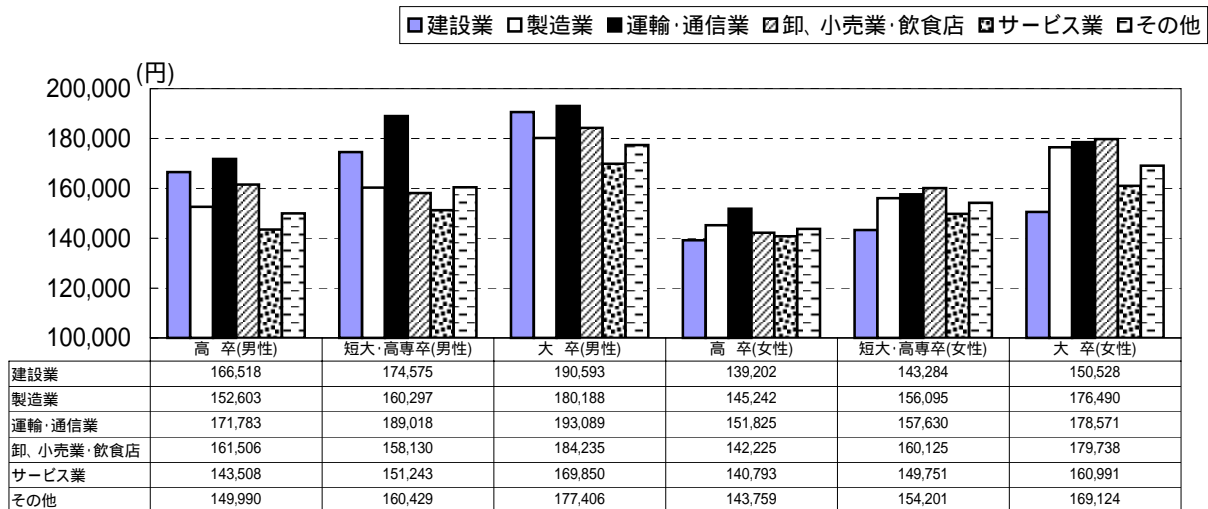


図11：産業別平均初任給額



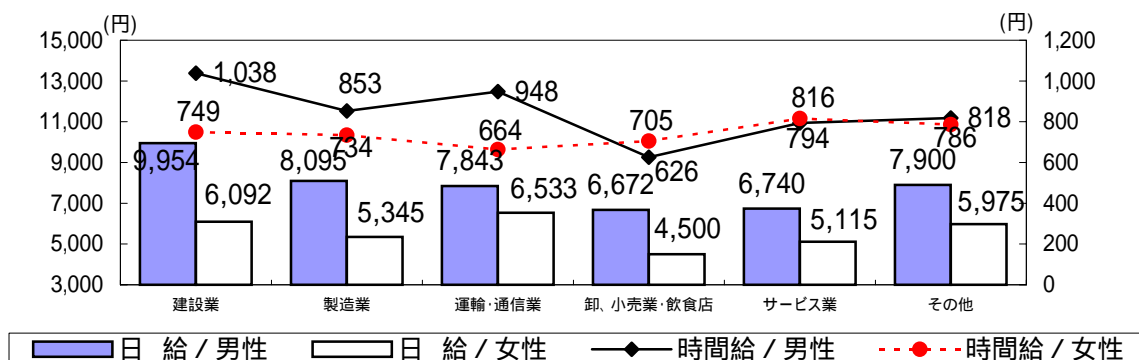
(2)臨時・パート従業員の賃金 (P20 別表7)

全体の平均額としては、日給が「男性」は8,435円、「女性」は5,604円で前年度と比較すると「男性」は143円、「女性」は866円減額となった。

時間給では「男性」が837円、「女性」が747円で、前年度と比較すると「男性」が20円減額したものの、「女性」が11円増額となった。

平成14年10月1日発効の北海道の最低賃金は時間額で637円となっています。(日額は廃止され、時間額のみとなりました。)

図12:臨時・パート従業員の賃金



(3)一時金 (P20 別表8)

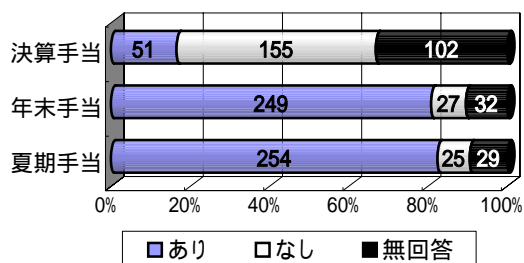
夏期手当「あり」と回答した事業所は254社(82.5%)で、支給月数の平均は1.45ヶ月分となっている。

年末手当「あり」と回答した事業所は249社(80.8%)で、支給月数の平均は1.94ヶ月分となっている。

決算手当については、「あり」と回答した事業所が16.6%と低く、支給月数の平均は0.85ヶ月分となった。

前年度の調査と比較すると夏期手当は0.16ヶ月、年末手当は0.07ヶ月、決算手当は0.46ヶ月分少ない割合となった。

図13:一時金支給状況



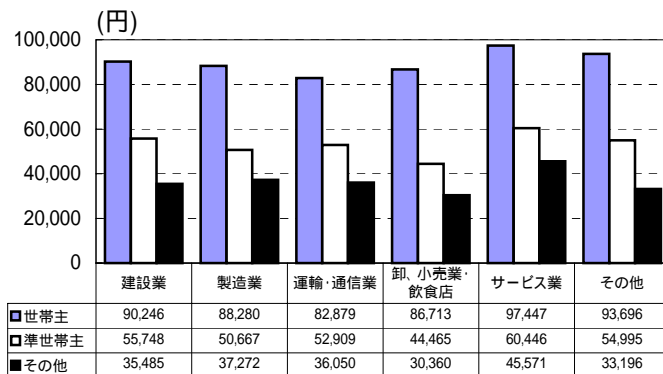
(4)諸手当

燃料手当 (P21 別表9)

燃料手当「あり」と回答した事業所は238社(77.3%)で、全体の平均額は「世帯主」が89,792円(1,878円)、¹⁰⁰、「準世帯主」が52,773円(1,079円)、¹⁰⁰、「その他」が35,989円(640円)となっている。

前年度の調査と比較すると、2,000円程度減額しているものの、灯油換算で見るとほとんど差がない。

図14:燃料手当平均支給額



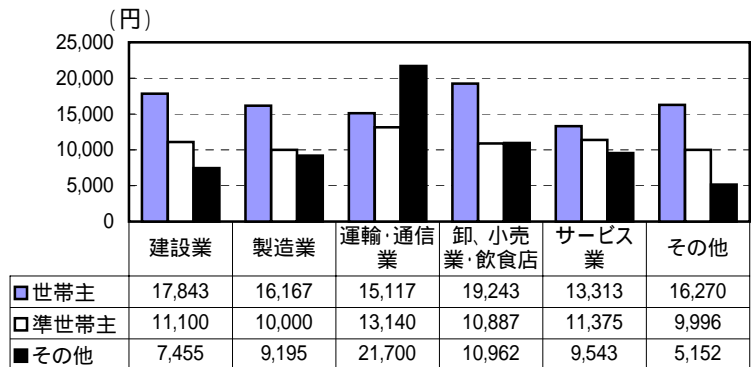
住宅手当 (P21 別表10)

住宅手当が支給されている事業所は184社(56.8%)で、前年度と比較すると7.0ポイント下回った。

全事業所の平均支給額は世帯主で16,326円、準世帯主で11,083円、その他で10,668円となっている。

なお、定率支給の事業所は2社で、世帯主は100%の支給率となっている。

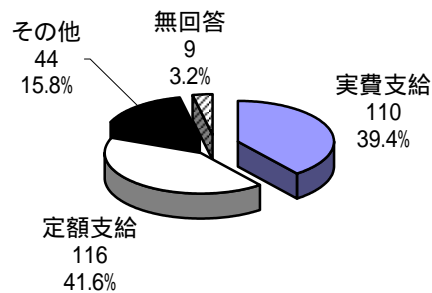
図15:住宅手当平均支給額



通勤手当 (P22 別表11)

通勤手当が支給されている事業所は279社(90.6%)で、前年度と比較すると1.5ポイント上昇した。

図16:通勤手当の支給方法

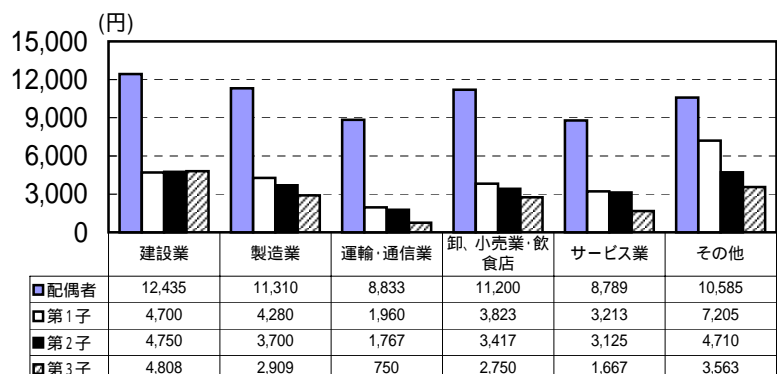


家族手当 (P22 別表12)

家族手当が支給されている事業所は202社(65.6%)で、前年度調査より7.7ポイント下回った。

全事業所の平均支給額は配偶者が11,098円、第1子が3,837円、第2子が3,041円、第3子が2,428円となり、前年度と比較すると配偶者については1,071円増額となったものの、子についてはすべて減額となった。

図17:家族手当の平均支給額



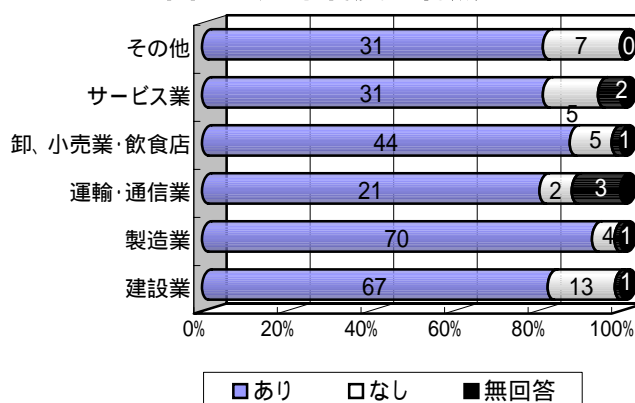
5 定年・退職金制度

(1)定年制度（P23 別表13）

定年制度が「ある」と回答した事業所は264社(85.7%)で、前年度調査から0.3ポイント上回った。

全事業所の定年の平均年齢は60.1歳となっており、回答のあった全事業所が60歳以上の定年となった。

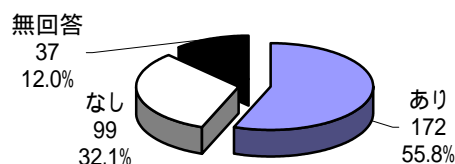
図18:定年制度の有無



(2)定年後の再雇用制度（P23 別表13）

再雇用制度が「ある」と回答した事業所は172社(55.8%)で、前年度調査から0.2ポイント上回った。

図19:定年後の再雇用制度



(3)退職金制度（P23 別表13）

退職金制度が「ある」と回答した事業所は267社(86.7%)で、前年度の調査より4.5ポイント下回った。

活用している制度は「自社制度」が最も多く、次いで「中小企業退職金共済制度」、「企業年金等」となっている。

また、建設業では、「建設業退職金共済制度」と他の制度を併用している事業所が多くなっている。

図20:退職金制度

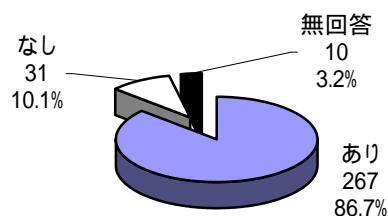
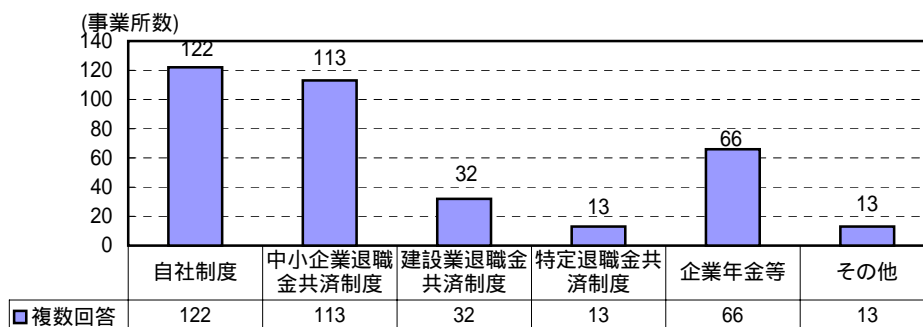


図21:退職金制度の活用状況



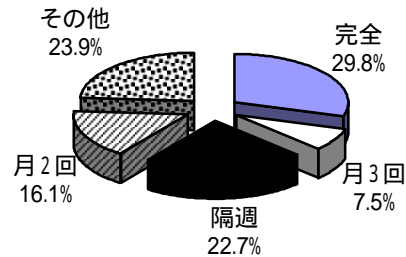
6 休日・休暇の状況 (P24 別表14)

(1) 週休2日制の実施状況

回答のあった事業所のうち、なんらかの形で週休2日制を実施している事業所は255社(82.8%)で、実施状況については図22のとおりとなっている。そのうち「完全実施」の事業所は76社(29.8%)で、前年を1.4ポイント下回った。

また、週休2日制を実施していない事業所は43社(14.0%)で、前年を4.3ポイント上回った。

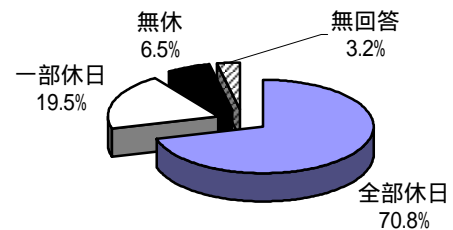
図22: 週休2日制の実施状況



(2) 国民の休日の休暇取得状況

回答のあった事業所のうち国民の休日は完全に休みとなっている事業所は218社(70.8%)で、前年度調査と同じ割合となった。

図23: 国民の休日



(3) 年次有給休暇の状況

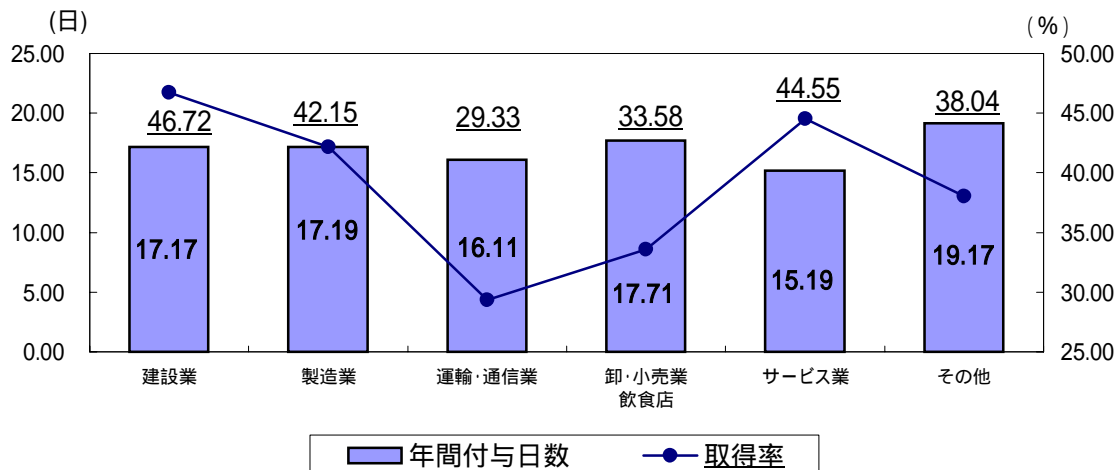
年間付与日数

全事業所の付与日数の平均は17.15日で、前年度の調査と比較すると0.45日増えている。

取得率

回答事業所の平均取得率は41.05%で前年度調査より3.25ポイント下回った。産業別でみると「運輸・通信業」が29.33%と最も低く、前年度調査の41.1%を大きく下回った。

図24: 年次有給休暇



7 労働時間 (P25 別表15)

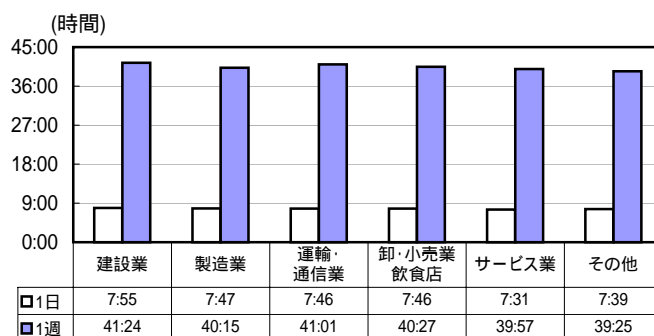
(1) 所定労働時間

1日の所定労働時間の平均は7時間46分で、前年度調査と比較すると1分短縮した。

1週で見ると平均は40時間30分となっている。

労働基準法第32条により「使用者は労働者に休憩時間を除き、1週間について40時間を超えて労働させてはならない。」とされています。

図25: 所定労働時間



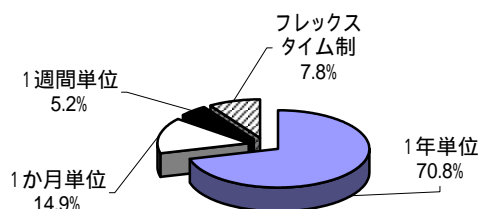
(2) 変形労働時間

回答のあった事業所のうち、変形労働時間制を導入している事業所は154社(50.0%)で、前年度調査からは横ばいとなった。

「建設業」、「製造業」、「運輸・通信業」で導入率が高く、6割以上の事業所で導入されている。

導入形態では「1年単位」が全体の7割を占めているものの、「フレックスタイム制」導入事業所の割合は年々増加している。

図26: 変形労働時間制の導入形態



(3) 時間外労働

時間外労働については、回答事業所の77.6%で実施されており、前年度調査からは横ばいとなった。

実施事業所の年間総平均時間をみても168時間15分と前年度調査と変わらず、前年度同様「運輸・通信業」が237時間49分と群を抜いて多く、最も少ない業種は「卸・小売業、飲食店」の76時間04分となっている。

図27: 年間の時間外労働時間

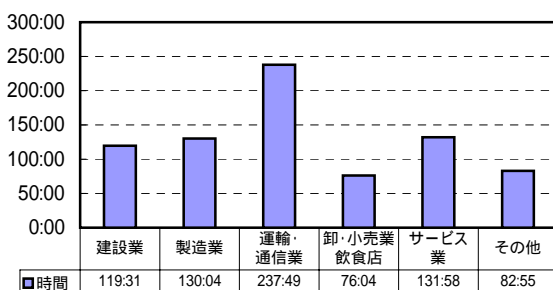
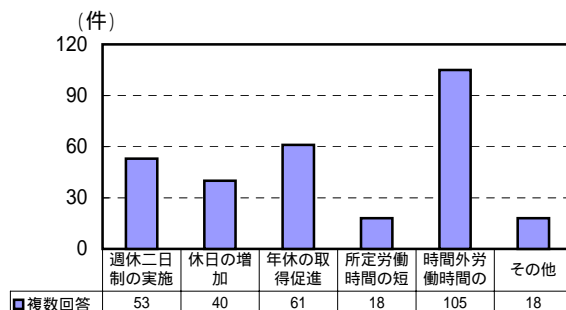


図28: 労働時間短縮の取り組み



8 福利厚生制度 (P27 別表17)

常用従業員、臨時・パート従業員ともに制度化されている割合がもっとも高いのは、前年度同様「健康診断」となった。

労働安全衛生法では事業主に対し、常時使用する労働者について年1回の定期健康診断を受けさせることを義務付けています。

図29:福利厚生制度(常用)

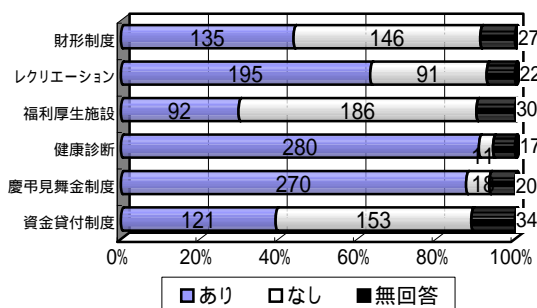
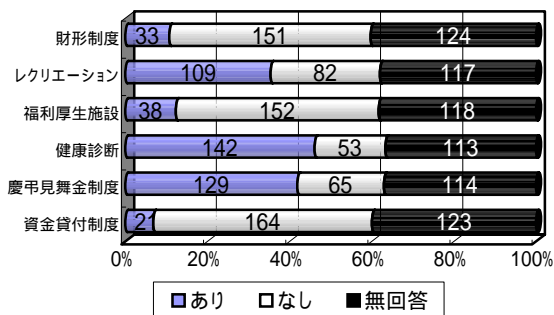


図30:福利厚生制度(臨時)



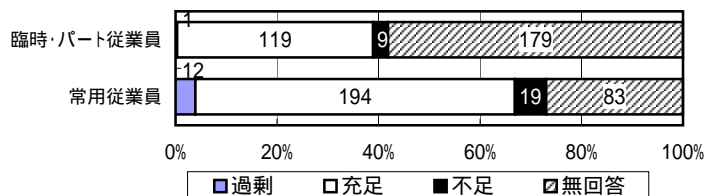
9 雇用状況

(1)労働力状況 (P28 別表18・19)

平成13年度中に採用された常用従業員は461人、離職した従業員は350人となった。

そのうち障害者は4人の採用に対し、離職者は14人となった。

図31:労働力状況



(2)新規学卒者の採用状況 (P28・29 別表20・21)

平成14年度に新規学卒者を採用した事業所は51社(16.6%)で、その内訳は高卒53名、短大・高専卒43名、大卒30名となっている。

また、平成15年度の新規学卒者を採用する予定がある事業所は28社(9.1%)で、内訳は高卒24名、短大・高専卒8名、大卒22名となっている。

図32:平成14年度
新規学卒者採用状況

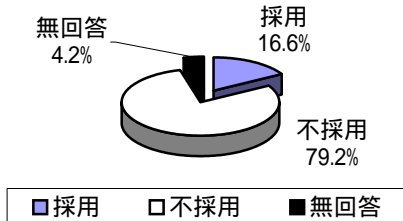
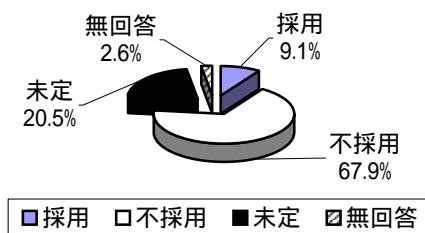


図33:平成15年度
新規学卒者採用予定



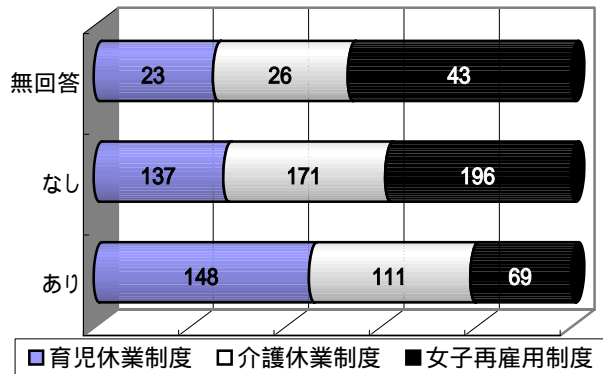
10 就業援助制度 (P31 別表22)

(1) 育児休業制度

制度が「ある」と回答した事業所は、153社(46.5%)で前年と変わっていない。

制度がある事業所のなかで、過去1年間に取得した人数は8人で、全員が女性であった。取得期間は1年以内が5人、6か月以内が2人、2か月以内が1人となっている。また、従業員規模が大きくなるほど、制度が整備されている割合が高まる傾向にある。

図34: 就業援助制度



(2) 介護休業制度

制度が「ある」と回答した事業所は、115社(35.0%)で前年調査より1.7ポイント増となった。

昨年同様、過去1年間の取得実績はなかった。

(3) 女子再雇用制度

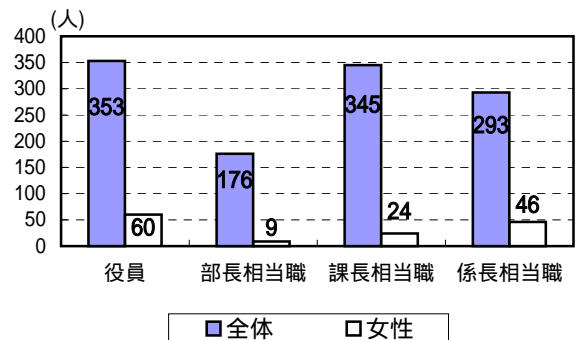
制度が「ある」と回答した事業所は、67社(20.4%)で前年調査より8.3ポイント増となった。制度が「ない」と回答した220社(66.9%)のうち、「1年以内に実施」が1社、「検討中」が31社、「予定なし」が198社となっている。

11 女性の労働状況 (P32 別表23)

(1) 登用状況

女性の登用状況については、全体的に割合が高まってきており、特に係長相当職は前年度を4.8ポイント上回る15.6%となっている。

図35: 登用状況



(2) セクシャルハラスメント防止対策

セクハラ防止対策を実施している事業所は91社(29.6%)で、前年を5.0ポイント上回った。

図36: セクハラ防止対策

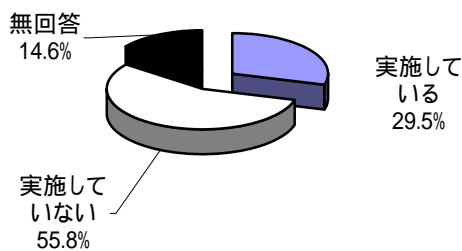
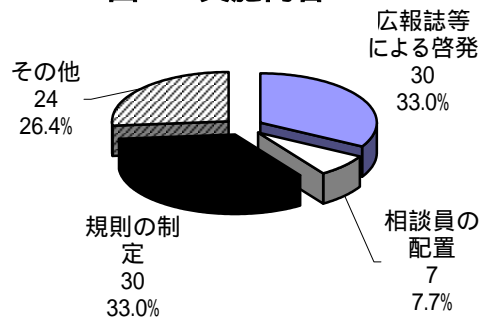


図37: 実施内容



12 インターンシップの実施状況 (P32 別表23)

高校生、大学・短大・高専ともに「予定なし」と回答した事業所が全体の8割以上を占めた。

インターンシップとは在学中に自らの学習内容や将来の進路等に関連した就業体験を行うことです。

図38:高校生

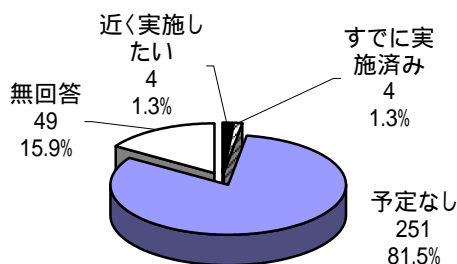
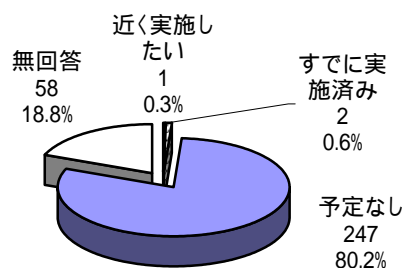


図39:大学・短大・高専等



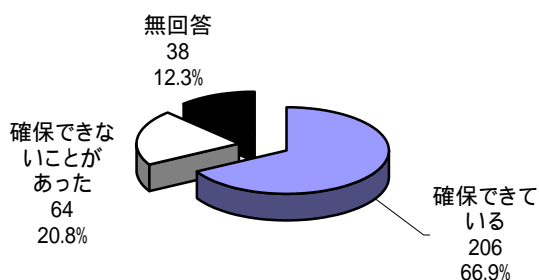
13 その他 (P32 別表23)

(1)労働者確保の状況

常用・パートを問わず、新たに労働者を募集したときに、「いつも確保できている」と回答した事業所は206社(66.9%)で前回の調査と比較すると1.9ポイント上回った。

また「確保できないことがあった」と回答した事業所64社の理由としては「募集する職種に対応する人材がない」が45社で、前回調査と同じ結果となった。

図40:労働者確保の状況



(2)事業所内保育施設の整備

仕事と家庭の両立を支援するため、労働者のための事業所内保育所を設置している事業所は前年調査同様2社であった。

設置を全く考えていない事業所は270社(87.8%)で、1.3ポイントの減となった。

図41:事業所内保育施設の整備

